

提出課	河川海岸砂防課
-----	---------

歳出科目 (P128～P129)	8款3項1目	河川総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
河川管理費	374,053	△10,400	363,653

主な補正財源		主な経費	
市債	△2,600	委託料	△8,000
一般財源	△7,800	工事請負費	△2,400

【補正理由】

委託料及び工事請負費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	21,910	△8,000	13,910
基本構想委託料	8,000	△8,000	0
工事請負費	349,049	△2,400	346,649
河川しゅんせつ工事	24,000	△2,400	21,600

・基本構想委託料内訳

委託名	補正額	変更内容
まちづくり検討業務委託	△8,000	保倉川放水路まちづくり検討業務委託の減

・河川しゅんせつ工事内訳

地区	河川名	補正額	変更内容
合併前 上越市	前川	△1,754	堆積土砂及び伐木の処分費の減
	水戸の川	△1,525	
三和区	江象川	879	伐木の処分費の増

歳出科目 (P128～P129)	8款3項1目	河川総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
砂防事業費	19,111	△1,800	17,311

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△1,800	負担金補助及び交付金	△1,800

【補正理由】

県の事業費の確定に伴い、急傾斜地崩壊対策事業負担金を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	2,687	△1,800	887
急傾斜地崩壊対策事業負担金	1,800	△1,800	0

急傾斜地崩壊対策事業負担金内訳

地区	箇所名	施工地	補正額	変更内容
中郷区	江端地区	藤沢地内	△1,800	急傾斜地崩壊対策事業負担金の減

提出課	都市整備課
-----	-------

歳出科目 (P128～P129)	8款5項3目	公園費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
都市公園整備事業	33,143	△1,026	32,117

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△800	工事請負費	△1,026
一般財源	△226		

【補正理由】

社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、事業費を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	33,143	△1,026	32,117
遊具更新撤去工事	33,143	△1,026	32,117

遊具更新撤去工事内訳

地区	公園名	補正額	変更内容
合併前 上越市	スポーツ公園	208	既設遊具の撤去処分費の増
	安江公園	138	遊具基礎工事費の増
	御館公園	49	遊具基礎工事費の増
	黒井公園	278	遊具基礎工事費の増
	稲田公園	144	遊具基礎工事費の増
	いちょう公園	△1,048	遊具1基の更新撤去工事の減
	鴨島前田公園	344	既設遊具の撤去処分費の増
	池之原公園	△591	遊具1基の更新撤去工事の減
	子安新田三角公園	△821	遊具1基の更新撤去工事の減
	高城村公園	844	遊具基礎工事費の増
柿崎区	住吉公園	172	遊具基礎工事費の増
大潟区	犀潟公園	97	遊具基礎工事費の増
頸城区	南川公園	△1,067	遊具1基の更新撤去工事の減
	南川2号公園	227	遊具基礎工事費の増

提出課	生活排水対策課
-----	---------

歳出科目 (P128～P129)	8款6項2目	排水路対策費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
排水路維持管理費	32,975	△4,070	28,905

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△4,070	工事請負費	△4,070

【補正理由】

排水ゲートの増設について、水路管理者との協議により、令和元年度に整備した排水ゲートの効果を検証するため、増設分の経費を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	4,950	△4,070	880
排水路工事	4,950	△4,070	880

排水路工事内訳

地区	工事名	補正額	変更内容
合併前 上越市	排水路工事	△4,070	薄袋地内の排水ゲート1基の減

提出課	建築住宅課
-----	-------

歳出科目 (P128～P129)	8 款 7 項 2 目	住宅整備費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公営住宅整備事業	216,153	△97,381	118,772

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△51,246	工事請負費	△97,381
市債	△51,100		
一般財源	4,965		

【補正理由】

社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、財源の組替えとあわせて事業費を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	215,391	△97,381	118,010
公営住宅改修工事	215,391	△97,381	118,010

公営住宅改修工事内訳

地区	工事名等	補正額	変更内容
合併前 上越市	市営南新町住宅H号棟 外壁等改修工事	△3,788	劣化部の補修数量の変更等による減
	市営中通住宅4号棟 給水管改修工事	220	配管部品の数量変更による増
	市営子安住宅1号棟 外壁等改修工事	△28,072	国の交付金の決定額が当初の見込みを下回ったことから、令和3年度以降に実施を見送ったことによる減
	市営中通住宅4号棟 外壁等改修工事	△28,138	
	市営安江住宅2号棟 外壁等改修工事	△42,713	
全市	公営住宅管理における修繕工事	5,110	給排水設備、電気設備、衛生設備等の修繕工事費の増

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第19号
提出課	生活排水対策課・下水道建設課

支出科目 (P224)	1款1項	下水道事業資本的支出 建設改良費
-------------	------	------------------

単位：千円

科目名	補正前	補正額	補正後
管渠建設改良費	3,627,025	5,559	3,632,584

経費内訳	
委託料	5,559

【補正理由】

国の補正予算を活用し、令和3年度に計画していた事業の一部を前倒しして実施する経費を増額するもの

【2年度目標の変更】

- ・公共下水道全体計画に対し、整備面積ベースの進捗率を70.4%（前年比+2.7%）にする。（変更なし）
- ・汚水工事及び雨水工事を早期に発注し、年度内に完了する。（変更なし）
- ・汚水連携事業における実施設計及び汚水工事を早期に発注し、年度内に完了する。（変更なし）
- ・道路陥没等の事故を未然に防ぐため管路施設の老朽化や漏水の状況を把握し、適切に管渠維持管理工事を実施する。（変更なし）
- ・国の補正予算活用分については、早期発注に努める。（追加）

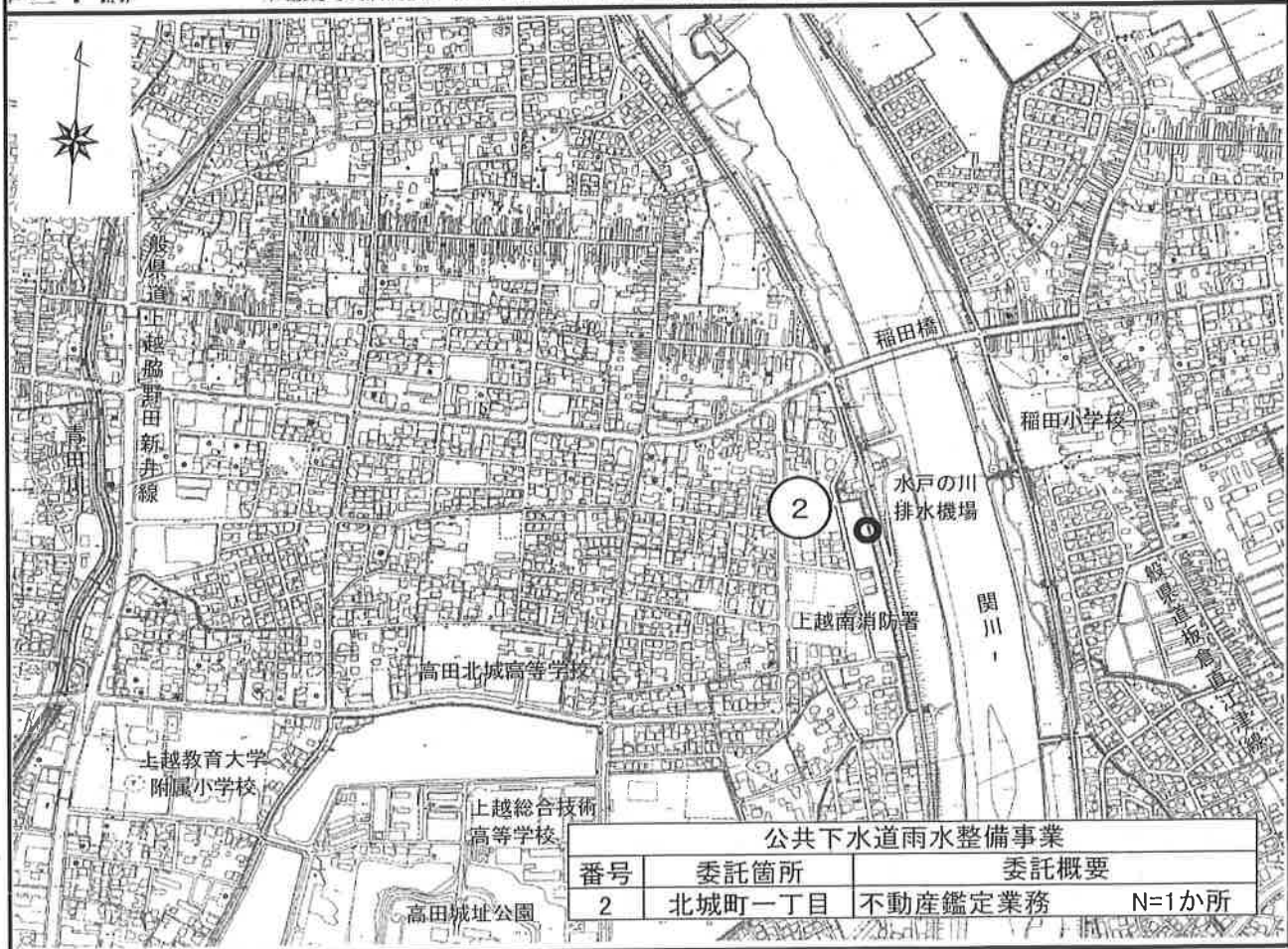
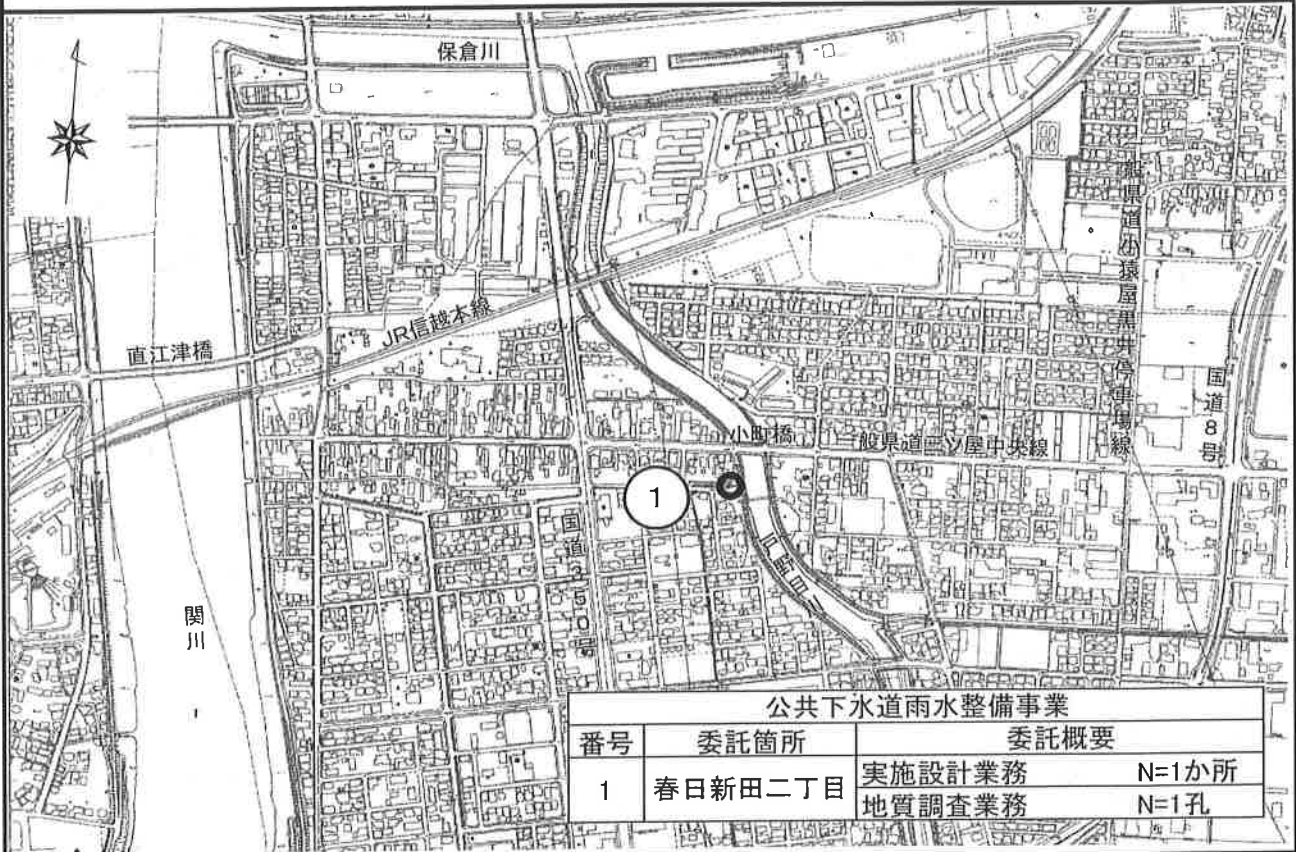
【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	備考
委託料	141,897	5,559	147,456	
合併前上越市	120,405	5,559	125,964	公共下水道雨水整備事業

【実施内容】

地区	施工地	実施内容	
合併前 上越市	春日新田二丁目	実施設計業務委託（排水ポンプ）	N=1 か所
		地質調査業務委託 φ66～86mm	N=1 孔
	北城町一丁目	不動産鑑定業務委託	N=1 か所

令和2年度 公共下水道(雨水)委託箇所図(上越処理区)



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第20号
提出課	生活排水対策課・下水道建設課

支出科目 (P228)	1款1項	下水道事業資本的支出 建設改良費
-------------	------	------------------

単位：千円

科目名	補正前	補正額	補正後
管渠建設改良費	3,632,584	△184,119	3,448,465

経費内訳			
委託料	△12,219	工事請負費	△58,100
		補償金	△113,800

【補正理由】

ガス水道管の移転補償について、污水管渠工事の工法等の見直しにより、一部不要となったほか、決算見込みにあわせて事業費を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	備考
委託料	147,456	△12,219	135,237	
合併前上越市	125,964	△12,219	113,745	公共下水道污水整備事業
工事請負費	2,946,025	△58,100	2,887,925	
合併前上越市	2,314,006	△35,000	2,279,006	公共下水道污水整備事業
柿崎区	337,398	△16,100	321,298	
浦川原区	54,291	△7,000	47,291	特定環境保全公共下水道污水連携事業
補償金	539,103	△113,800	425,303	
合併前上越市	331,081	△81,000	250,081	公共下水道污水整備事業
柿崎区	74,154	△19,400	54,754	
大潟区	132,868	△12,400	120,468	
浦川原区	1,000	△1,000	0	特定環境保全公共下水道污水連携事業

・委託料内訳

地区	委託内容	補正額	変更内容
合併前上越市	基本設計業務委託	△3,083	入札差金及び設計面積の減
	実施設計業務委託	△10,000	入札差金及び設計延長の減
	地質調査業務委託	864	土質試験項目の増

・工事請負費内訳

地区	工事内容	補正額	変更内容
合併前上越市	污水管渠工事	△10,583	施工延長等の減
	接続柵設置工事	△11,129	設置申請数の減
	舗装本復旧工事	△13,288	施工面積等の減
柿崎区	污水管渠工事	△16,100	施工延長等の減
浦川原区	污水管渠工事	△4,519	施工延長等の減
	接続柵新設工事	△2,481	設置申請数の減

・補償金内訳

地区	補償内容	補正額	変更内容
合併前上越市	ガス水道管移転補償	△81,000	移転補償の減
柿崎区		△19,400	
大潟区		△12,400	
浦川原区		△1,000	

支出科目 (P228)	1款1項	下水道事業資本的支出 建設改良費
-------------	------	------------------

単位：千円

科 目 名	補正前	補正額	補正後
建設総係費	275,360	△50,147	225,213

経 費 内 訳	
委託料	△50,147

【補正理由】

公共下水道汚水連携事業の再検討に伴い、全体計画変更業務を見合わせたほか、決算見込みにあわせて事業費を減額するもの

【補正内容】

区 分	補正前	補正額	補正後	備考
委託料	109,802	△50,147	59,655	
合併前上越市 ほか	109,802	△50,147	59,655	下水道計画策定事業（全体計画） △44,704 下水道計画策定事業（事業計画） △1,296 農業集落排水施設最適整備構想策定事業 △4,147

委託料内訳

地区	委託名	補正額	変更内容
合併前上越市 ほか	公共下水道全体計画変更業務委託	△44,704	全体計画変更業務の減
	公共下水道事業計画変更業務委託	△1,296	入札差金及び作業項目の減
	農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託	△4,147	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第34号
提出課	都市整備課

上越市都市公園条例の一部改正について

1 改正理由

新潟県都市公園条例の一部改正を受け、都市公園の占用に係る使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 都市公園の占用に係る使用料の額を改定する。(別表第2関係)

(2) 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用に係る使用料について適用し、同日前に徴収すべき占用に係る使用料については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 上越市都市公園条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前			
別表第2(第18条関係) 使用料 (1)及び(2) 略				別表第2(第18条関係) 使用料 (1)及び(2) 略			
(3) 公園の占用				(3) 公園の占用			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
電柱その他これに類するものの	第1種電柱	1本につき1年	540円	電柱その他これに類するものの	第1種電柱	1本につき1年	470円
	第2種電柱		830円		第2種電柱		720円
	第3種電柱		1,100円		第3種電柱		970円
	第1種電話柱		480円		第1種電話柱		420円
	第2種電話柱		770円		第2種電話柱		670円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		920円
	その他の柱類		48円		その他の柱類		42円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	43円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	37円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50円

改正案			改正前		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	120円		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	100円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	290円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	250円
	外径が1メートル以上のもの	580円		外径が1メートル以上のもの	500円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	400円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	350円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有面積 1平方メートルにつき1日 占有期間が1月未満の場合	21円	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有面積 1平方メートルにつき1日 占有期間が1月未満の場合	19円
	占有面積 1平方メートルにつき1日 占有期間が1月以上の場合	19円		占有面積 1平方メートルにつき1日 占有期間が1月以上の場合	18円
標識	1本につき1年	770円	標識	1本につき1年	670円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	占有面積 1平方メートルにつき1月	190円	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	占有面積 1平方メートルにつき1月	180円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	占有面積 1平方メートルにつき1月	190円	土石、竹木その他の工事用材料の置場	占有面積 1平方メートルにつき1月	180円
保育所その他の社会福祉施設	占有面積 1平方メートルにつき1年	財産台帳評価額(1平方メートル当たり)	保育所その他の社会福祉施設	占有面積 1平方メートルにつき1年	財産台帳評価額(1平方メートル当たり)

改正案	改正前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> </div>
備考 略	備考 略

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第35号
提出課	道路課

上越市道路占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正理由

新潟県道路占用料徴収条例の一部改正を受け、道路の占用料の額を改定するほか、道路法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

2 改正内容

- (1) 道路の占用料の額を改定する。(別表関係)
- (2) 道路法施行令が一部改正されたことに伴い、引用条項を整備する。(第3条関係)
- (3) 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 上越市道路占用料等徴収条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
(占用料の減免) 第3条 略 (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第11条の9第1項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用 (2)~(10) 略				(占用料の減免) 第3条 略 (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第11条の8第1項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用 (2)~(10) 略			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単 位	金 額		占用物件	単 位	金 額
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につ き1年	540円	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につ き1年	470円
	第2種電柱		830円		第2種電柱		720円
	第3種電柱		1,100円		第3種電柱		970円
	第1種電話柱		480円		第1種電話柱		420円
	第2種電話柱		770円		第2種電話柱		670円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		920円
	その他の柱類		48円		その他の柱類		42円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに		5円		共架電線その他上空に設ける線類

改正案			改正前				
	地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	3円		地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	410円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートルにつき1年	290円		地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートルにつき1年	250円
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	960円		変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	840円
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		400円		郵便差出箱及び 信書便差出箱		350円
	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,900円		広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,800円
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	960円		その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	840円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		43円		外径が0.15メートル未満のもの		37円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		250円
	外径が1メートル以上のもの		580円		外径が1メートル以上のもの		500円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	960円		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	840円	
法第32条第1項第5号	地下街及び地下室のものの階数が1のもの	Aに0.005を乗じて		法第32条第1項第5号	地下街及び地下室のものの階数が1のもの	Aに0.005を乗じて	

改正案				改正前					
号に掲げる施設		階数が2のもの	A に0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	A に0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	A に0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	A に0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		970円	上空に設ける通路		920円			
	地下に設ける通路		580円	地下に設ける通路		550円			
	その他のもの		960円	その他のもの		840円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18円		
号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190円	号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180円		
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	
	標識		1本につき1年	770円	標識		1本につき1年	670円	
	旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	19円	旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日

改正案				改正前			
		に設けるもの				に設けるもの	
		その他のもの	1本につき1月	190円		その他のもの	1本につき1月 180円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他その催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円		祭礼、縁日その他その催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 18円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月 180円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円		車道を横断するもの	1基につき1月 1,800円
		その他のもの		970円		その他のもの	920円
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	960円		政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 840円
	政令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	A に0.033を乗じて得た額		政令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年 0.034を乗じて得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル	190円		政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートル 180円
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	96円		政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月 84円
	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.016を乗じて得た額		政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 占用面積1平方メートルにつき1年 A に0.017を乗じて得た額
		上空に設けるもの		A に0.023を乗じて得た額			上空に設けるもの 占用面積1平方メートルにつき1年 A に0.024を乗じて得た額

改正案		改正前			
地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	A に0.005を乗じて得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	A に0.005を乗じて得た額
	階数が2のもの	A に0.008を乗じて得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が2のもの	A に0.008を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	A に0.01を乗じて得た額		階数が3以上のもの	A に0.01を乗じて得た額
その他のもの	A に0.033を乗じて得た額	その他のもの	その他のもの	A に0.034を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	A に0.016を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	A に0.017を乗じて得た額
	その他のもの	A に0.012を乗じて得た額		その他のもの	A に0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A に0.023を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A に0.024を乗じて得た額
	その他のもの	A に0.012を乗じて得た額		その他のもの	A に0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に0.016を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に0.017を乗じて得た額

改正案		改正前			
設建築物	上空に設けるもの	A に 0.023を 乗じて 得た額	設建築物	上空に設けるもの	A に 0.024を 乗じて 得た額
	その他のもの	A に 0.033を 乗じて 得た額		その他のもの	A に 0.034を 乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.033を 乗じて 得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.034を 乗じて 得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路（高架のもの に限る。）の路面 下に設けるもの	A に 0.016を 乗じて 得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路（高架のもの に限る。）の路面 下に設けるもの	A に 0.017を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	A に 0.023を 乗じて 得た額		上空に設けるもの	A に 0.024を 乗じて 得た額
その他のもの		A に 0.033を 乗じて 得た額	その他のもの		A に 0.034を 乗じて 得た額
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 6 号
提 出 課	生活排水対策課

上越市下水道条例の一部改正について

1 改正理由

月の中で下水道の使用を開始又は休止等した場合の基本使用料の額について、使用日数に応じて日割計算とする方法に改めるもの

2 改正内容

- (1) 月の中で公共下水道の使用を開始、休止、若しくは廃止、又は再開した場合の当該月の基本使用料について、使用日数に応じて日割計算する方法に改める。(第 22 条関係)
- (2) (1)の改正は、施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用することとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

4 上越市下水道条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第 22 条 略</p> <p>2 月の中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の<u>基本使用料の額は、公共下水道の使用日数に応じて日割計算して算出した額とする。</u></p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第 22 条 略</p> <p>2 月の中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の<u>使用料</u>の額は、1 月分と _____ して算出した額とする。</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 37 号
提 出 課	生活排水対策課

上越市農業集落排水条例の一部改正について

1 改正理由

月の中で排水処理施設の使用を開始又は休止等した場合の基本使用料の額について、使用日数に応じて日割計算とする方法に改めるもの

2 改正内容

(1) 月の中で排水処理施設の使用を開始、休止、若しくは廃止、又は再開した場合の当該月の基本使用料について、使用日数に応じて日割計算する方法に改める。

(第7条関係)

(2) (1)の改正は、施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用することとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和3年9月1日

4 上越市農業集落排水条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 月の中で排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の<u>基本使用料の額は、排水処理施設の使用日数に応じて日割計算して算出した額とする。</u></p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 月の中で排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の<u>使用料</u>の額は、1月分と_____して算出した額とする。</p>

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	都市整備課

歳出科目 (P130～P131)	2款1項7目	企画費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
景観デザイン事業	1,365	2,638	△1,273

主な財源		主な経費	
一般財源	1,365	報酬	100
		報償費	820
		旅費	387
		負担金補助及び交付金	3

上越市景観計画に掲げる、自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまちの実現に向け、景観づくりを行うもの

【目的】

良好な景観の保全と創造が図られるよう建築物等の行為について適正に誘導を図るとともに、住民主体の景観まちづくり活動を支援する。

【3年度目標】

- ・良好な景観を阻害する建築物等の色彩・照明・サイン等の改善や誘導を図り、周辺地域と調和が図られた景観づくりを推進する。
- ・南本町三丁目の景観まちづくり活動を将来につなげていくため、地域独自の景観まちづくりルールを法的根拠に基づく制度に移行する。
- ・景観まちづくり活動を他地区へ波及させる。

【実施内容】

- ・景観法に基づく届出制度について適正な審査を実施する。
- ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイスを実施し、周辺地域と調和が図られるように誘導する。
- ・南本町三丁目においては、法的根拠に基づく制度に移行するため、町内と協議を進める。
- ・景観まちづくり活動を行う地区を選定し、町内と取組内容の検討を開始する。
- ・市民等の意識啓発を図るため、SNS等を活用し、景観事業の情報発信を行う。

(参考) 届出件数及びアドバイス件数の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (1月末現在)
届出件数	87	112	100	99	85
アドバイス件数	72	69	60	35	25

歳出科目 (P138～P139)	2 款 1 項 16 目	みどりのまち推進費
------------------	--------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
みどりのまち推進事業	6,648	7,059	△411

主な財源		主な経費	
一般財源	6,648	需用費	3
		委託料	6,175
		原材料費	20
		負担金補助及び交付金	450

「上越市民みどりの憲章」の主旨である、みどりの大切さを学び、守り育て、次の世代に引き継いでいくため、イベントの開催や花壇等の植栽管理を実施し、市民の緑化に対する意識の高揚を図るもの

○上越しみどりのフェスティバル実行委員会交付金 450

【目的】

イベントを通じて、市民の緑化に対する意識の高揚を図る。

【3年度目標】

来場者へのアンケートで緑化意識が高まったとする人の割合を9割とする。

【実施内容】

緑化団体等により構成される実行委員会が主催する「上越しみどりのフェスティバル」に対して助成を行うとともに、実行委員会を中心として、市民の緑化意識を高めるためのイベントを実施する。

○植栽管理等委託 6,198

【目的】

沿道や施設の花壇等を維持管理し植栽を行うことにより、緑化による市民の心の豊かさの向上を図る。

【実施内容】

沿道や施設の花壇等の維持管理や植栽を行う。

種別	面積	箇所数、緑化場所等
沿道花壇	4,969 m ²	68 箇所 (合併前上越市 9 箇所、9 区 59 箇所) ○国道 8 号石橋交差点、国道 405 号牧区総合事務所前等
施設花壇	1,496 m ²	14 箇所 (合併前上越市 4 箇所、7 区 10 箇所) ○上越文化会館、五智公園等
その他	—	2 箇所 (合併前上越市 1 箇所、大島区 1 箇所) ○高田城址公園内プランター、国道 253 号歩道内プランター (大島区大平地内)
合計	6,465 m ²	84 箇所 (合併前上越市 14 箇所、9 区 70 箇所)

※一部の花壇等は地元町内会や緑化団体が管理及び植栽を実施

提 出 課	生活排水対策課
-------	---------

歳出科目 (P216～P217)	4 款 2 項 2 目	生活環境費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
生活排水対策事業	27,579	19,353	8,226

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	9,005	旅費	12
一般財源	18,574	負担金補助及び交付金	27,567

下水道事業及び農業集落排水事業と併せて全市の汚水処理を行うことにより、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備に対して助成するもの

【目的】

合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、下水道事業及び農業集落排水事業と併せた汚水処理の推進を図る。

【3 年度目標】

合併処理浄化槽設置の啓発及び補助事業の周知を行い、補助金を交付することにより、下水道事業計画区域外及び農業集落排水区域外における合併処理浄化槽の設置を推進する。

【実施内容】

- ・ 合併処理浄化槽等設置費補助金 27,494
- ・ 県合併処理浄化槽推進協議会負担金 73

合併処理浄化槽等設置費補助金の内訳

区 分	基数	補助金額
下水道全体計画区域外及び 農業集落排水事業区域外	51 基	24,398
下水道事業計画区域を除く 下水道全体計画区域内	11 基	3,096
合 計	62 基	27,494

※補助金額の中に 単独処理浄化槽撤去 8 基 720 千円
宅内配管設置 9 基 2,700 千円 を含む

提出課	建築住宅課
-----	-------

歳出科目 (P 268～P 269)	8 款 1 項 2 目	建築指導費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
建築指導費	6,744	10,197	△3,453

主な財源			主な経費			
使用料及び手数料	5,587	一般財源	378	報酬	1,379	負担金補助及び交付金
国庫支出金	510			委託料	2,001	576
県支出金	269			使用料及び賃借料	1,345	

市民の生命、健康及び財産の保護に努め、安全・安心なまちづくりに寄与するため、建築物の安全性の確保に関して取り組むもの

○木造住宅耐震化支援事業 1,157 (耐震診断：737 耐震設計：120 耐震改修：300)

【目的】

木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震シェルター等の設置を支援することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地震に強いまちづくりを推進する。

【3年度目標】

事業の積極的な活用を市民へ促すとともに、新潟県耐震改修促進協議会と連携しながら、引き続き耐震診断の普及促進や耐震化に向けた積極的なPRを行い、耐震化を図る。

【実施内容】

- ・耐震診断委託
 - 内 容 診断を専門家へ委託 (市民の費用負担は無料)
 - 委 託 費 737 千円 (1 件当たりおおむね 88 千円)
 - 件 数 8 件
- ・耐震設計補助金
 - 内 容 設計費用の一部を補助
 - 補 助 額 上限 120 千円 (補助率 1/3)
 - 件 数 1 件
- ・耐震改修補助金 (耐震シェルター等)
 - 内 容 耐震シェルター及び耐震ベッドの設置費用の一部を補助
 - 補 助 額 上限 300 千円 (補助率 1/2)
 - 件 数 1 件

(参考)

木造住宅耐震化支援事業交付実績

(単位：件)

区分	年度							
	H16～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)
耐震診断	396	11	13	9	2	12	9	8
耐震設計	28	2	3	0	0	1	0	1
耐震改修	29	4	0	1	0	0	1	1
耐震シェルター等	-	-	-	-	-	0	1	0

○建築基準法の運用及び建築確認申請業務 5,587

【目的】

迅速かつ適確な建築確認審査を実施するほか、定期報告制度の適確な運用による建築物等の適正な維持管理を推進し、市民の生命、健康及び財産の保護を図る。

【実施内容】

- ・建築基準法に基づく特定行政庁事務
(建築確認申請業務、特殊建築物等の定期報告業務、建築の指導・相談業務等)
- ・その他建築関連法定事務
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律や建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等の業務等)

(参考)

建築確認申請実績(建築物) ※ () 内は各年度1月末現在の受付件数(単位：件)

申請受付	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
上越市	205 (172)	186 (158)	185 (152)	141 (119)	- (74)
指定確認 検査機関	684 (604)	669 (569)	761 (630)	735 (621)	- (587)
計	889 (776)	855 (727)	946 (782)	876 (740)	- (661)

建築確認申請受付件数の構成比

(単位：%)

区分	年度									
	H28		H29		H30		R1		R2 (1月末現在)	
	特	指	特	指	特	指	特	指	特	指
上越市	23	77	22	78	20	80	16	84	11	89
新潟県	14	86	12	88	11	89	10	90	-	-
全国	12	88	11	89	10	90	9	91	-	-

※「特」：特定行政庁 「指」：指定確認検査機関

※「R1」の新潟県及び全国の割合は令和元年12月31日現在のもの

提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P268～P271)	8款2項1目	道路橋梁総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路管理総務費	57,814	57,599	215

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	7	諸収入	135
国庫支出金	1,732	一般財源	55,920
財産収入	20	報酬	6,485
		需用費	7,183
		役務費	4,496
		委託料	27,224
		使用料及び賃借料	6,875

市民の安全・安心な生活環境の向上を図るため、道路法及び関係法令に基づき道路の適切な管理を行うもの

○未登記土地の処理 10,868

【目的】

市道を適切に管理するため、市道敷地内の所有権移転が未了の土地において所有者及び権利について調査を行うほか、用地測量業務などを実施し、計画的に土地の所有権の移転を行う。

【3年度目標】

測量・調査業務委託を早期に発注するとともに、測量が不要な土地と合わせた合計142筆の所有権移転登記を年度内に完了する。

【実施内容】

- ・分筆が必要な土地については、測量・調査を実施して道路敷地を確定し、所有権移転登記の手続を進める。
- ・分筆を要しない土地については、地権者からの登記書類提出を受け、所有権移転登記の手続を進める。

○道路台帳整備委託 8,282

【目的】

道路法に基づく道路台帳（調書及び図面）の整備を行う。

【実施内容】

新たに廃止・認定した道路や道路改良等により形状変更した道路を調査測量し、道路台帳の補正を行う。

歳出科目 (P270～P271)	8款2項1目	道路橋梁総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私道整備事業	3,198	2,848	350

主な財源		主な経費	
一般財源	3,198	負担金補助及び交付金	3,198

市民の生活環境の向上を図るため、私道整備に係る経費の一部に対して補助金の交付を行うもの

【目的】

私道の整備に係る経費の一部を補助することにより、市民の生活環境の向上を図る。

【3年度目標】

予定する私道整備に対し、適切な補助金交付事務を行うとともに、降雪前までに整備が完了できるよう、申請者に対し指導する。

【実施内容】

地区	施工地	工種	延長 (m)
合併前 上越市	三田	舗装新設	54.3
	木田一丁目	側溝改良、舗装修繕	9.0
	幸町	舗装新設	61.5
	鴨島三丁目	舗装修繕	9.6
	滝寺	道路改良	9.0
柿崎区	直海浜	舗装新設	115.3
合 計			258.7

※ 補助率：40%、上限100万円

歳出科目 (P270~P271)	8款2項2目	道路維持費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路維持費	724,876	767,154	'△42,278

主な財源		主な経費	
国庫支出金	18,950	市債	118,100
財産収入	2,893	一般財源	584,763
諸収入	170		
		給料	9,915
		需用費	13,604
		委託料	250,514
		使用料及び賃借料	3,269
		工事請負費	430,241
		原材料費	9,902

道路損傷箇所の早期発見と速やかな修繕に努めることで、道路の穴などによる車両等の事故を未然に防止し、市民生活のより一層の安全・安心を確保するもの

○道路維持修繕・委託業務 657,243

【目的】

道路パトロールや市民からの通報等により発見した損傷箇所の修繕を行うほか、道路清掃、除草等を実施し、交通に支障を来さないよう適切な維持管理を行う。

また、市道の草刈りや側溝清掃等を地域との協働作業により実施し、道路維持費の縮減を図る。

【3年度目標】

道路パトロールや市民からの通報により発見した損傷箇所については、即日に安全対策を講じ、早期の復旧を図る。

【実施内容】

- ・道路パトロールや市民、関係機関からの通報等により発見した損傷箇所の修繕工事を速やかに実施する。
- ・道路及び側溝清掃、草刈りなどのほか、街路樹の害虫駆除や剪定を行う。
- ・道路照明施設の定期点検を実施する。
- ・外側線の摩耗が著しい路線について、計画的に引き直し修繕を行う。
- ・舗装の劣化や損傷により、安全な通行に支障のある箇所の舗装修繕工事を計画的に行う。

[充]○その他道路管理業務 67,633

【目的】

直江津駅、黒井駅の自由通路、アンダーパス等の道路施設の適切な保守管理を行うほか、豪雨による道路冠水の危険を自動で検知し、迅速に通行止めを告知する冠水注意喚起システムを春日山アンダーパスに整備することにより、車両浸水等の重大事故の発生を未然に防ぎ、道路利用者の安全・安心を確保する。

【3年度目標】

工事については、早期に発注し、降雪前の11月末までに完了する。

【実施内容】

区分	施設名等	主な実施内容
施設維持管理	直江津駅自由通路ほか	施設管理委託ほか 直江津駅、黒井駅自由通路の清掃 アンダーパス排水ポンプ定期点検等
冠水注意喚起システム整備	春日山アンダーパス	冠水注意喚起システム整備 監視通報装置 1式 水位計 2基 表示板 6基 監視カメラ 2基

※ 前頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。
ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和2年度3月 補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和元年度3月 補正予算額	当初予算額	合計	
47,639	724,876	772,515	23,050	767,154	790,204	△17,689

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

歳出科目 (P270～P271)	8 款 2 項 2 目	道路維持費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越妙高駅周辺施設維持管理費	27,852	27,711	141

主な財源		主な経費	
諸収入	444	需用費	10,064
一般財源	27,408	委託料	16,842
		工事請負費	946

上越妙高駅の利用者が安全・安心かつ快適に施設を利用するため、適切な維持管理を行うもの

【目的】

自由通路、昇降施設及び駅前広場等の上越妙高駅周辺の公共施設について、維持管理を適切に行い、駅利用者に安全・安心かつ快適な利用環境を提供する。

【実施内容】

- ・昇降施設及び融雪設備等の電気料金ほか 10,064
- ・施設管理委託料 16,842
自由通路エレベーター等保守点検業務委託、エスカレーター遠隔監視業務委託、自由通路、東口・西口駅前広場及びトイレ等の清掃業務委託ほか
- ・維持修繕工事 946
区画線等修繕工事

歳出科目 (P 272～P 273)	8 款 2 項 3 目	道路新設改良費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
八千浦地区周回道路新設事業費	6,027	59,541	△53,514

主な財源		主な経費	
繰入金	5,730	報酬	220
一般財源	297	委託料	297
		共済費	36
		工事請負費	5,313
		需用費	161

上越火力発電所建設に対する地元の理解を図ることを目的に、八千浦地区の地域振興事業を実施するもの

【目的】

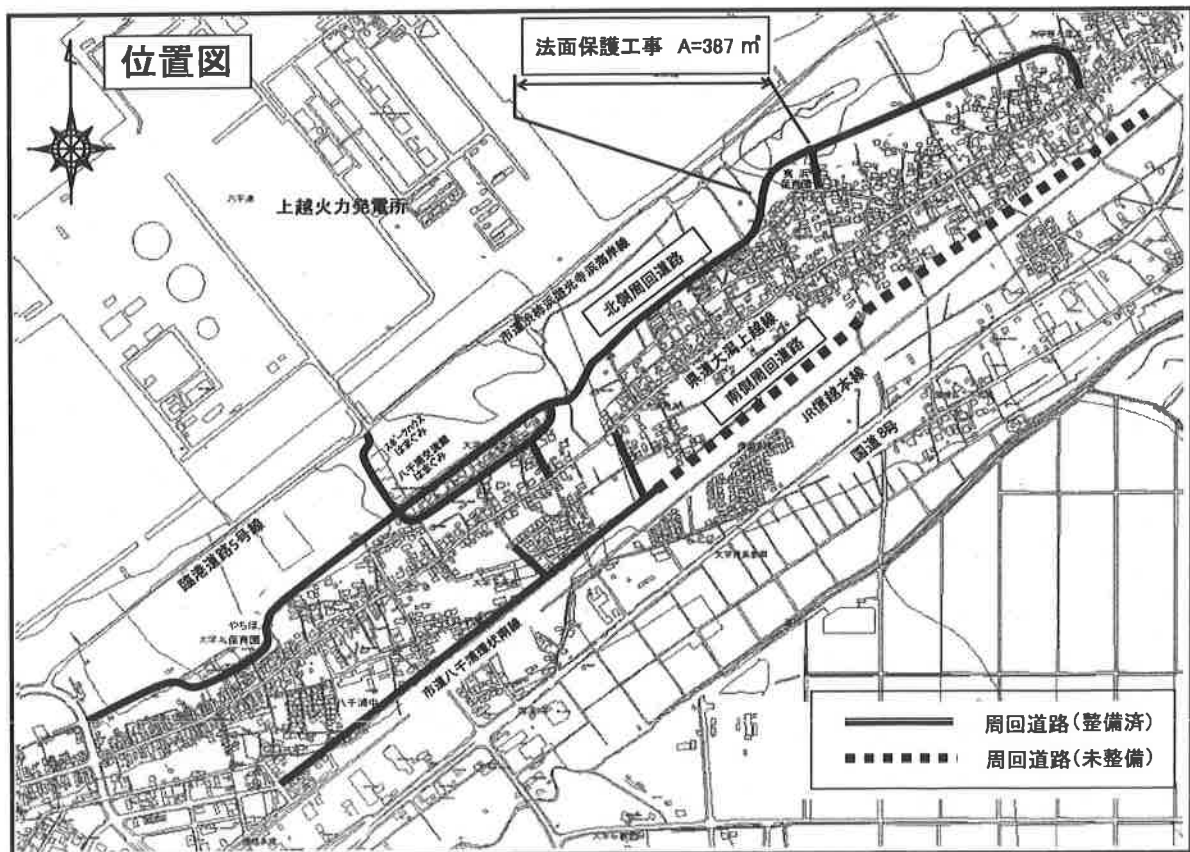
上越火力発電所の建設に伴う八千浦地区の地域振興事業として、生活道路や雨水排水路の整備を推進する。

【3年度目標】

道路改良工事については、早期に発注し、降雪前の11月末までに完了する。

【実施内容】

道路改良工事 (法面保護工事 A=387 m²)



提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P272~P273)	8款2項3目	道路新設改良費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路整備事業	1,403,597	1,127,398	276,199

主な財源		主な経費	
国庫支出金	754,915	委託料	398,552
市債	577,600	工事請負費	939,957
一般財源	71,082	公有財産購入費	7,898
		補償、補填及び賠償金	38,506

安全で安心な暮らしを実現し、快適な生活環境を確保するため、市民に最も身近な生活関連道路の整備を実施するもの

【目的】

狭隘道路の拡幅改良や通学路における歩道新設、老朽化が著しい道路側溝の改良など、市道の整備を推進し、市民の生活環境の向上を図る。

【3年度目標】

工事については、早期に発注し、降雪前の11月末までに完了する。

【実施内容】

道路改良工事等（合併前上越市ほか4区30か所）

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	三ツ橋三田新田線 (都市計画道路黒井藤野新田線)	三田新田ほか	詳細設計 一式 機雷探査 一式 道路改良 L=220m W=7.5m 橋梁上部工・下部工 一式 物件補償 一式	70
	東中島三分一橋線	上五貫野ほか	道路改良 L=154m W=9.0m	
	大和五丁目団地1号線 ほか	大和五丁目	側溝改良 L=518m W=0.3m 物件補償 一式	
	小町環状線ほか	春日新田二丁目	側溝改良 L=493m W=0.3m 物件補償 一式	
	戸野目南新保線	本道	路肩拡幅 L=420m W=2.0m 物件補償 一式	
	石沢学校線	石沢	道路改良 L=5m W=6.5m 用地取得 A=5 m ² 物件補償 一式	

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	東本町通り線	東本町三丁目 ほか	側溝改良 L=563m W=0.3m	70
	平山団地1号線ほか	大貫四丁目	側溝改良 L=338m W=0.3m	
	下新町上野田線	下池部ほか	歩道新設 L=76m W=2.5m	
	有間川茶屋ヶ原線	丹原ほか	概略設計 一式	
	小猿屋安江線	三田新田	歩道新設 L=100m W=2.5m	
	下門前区画18号線	塩屋新田	物件調査 一式 用地取得 A=105 m ² 物件補償 一式	
	寺町下箱井線	寺町ほか	測量設計 一式	
	昭和町幹線	昭和町二丁目	測量設計 一式	
	上昭和町4号線ほか	上昭和町	測量設計 一式	
	寺町幹線	寺町	測量設計 一式	
	中通町東線	中通町	物件調査 一式 用地取得 A=20 m ² 物件補償 一式	
	三田新田下源入線ほか	上源入	用地取得 A=87 m ²	
	富岡北田屋新田線ほか	富岡	側溝改良 L=200m W=0.3m	
	高校前北通線ほか	南城町三丁目	測量設計 一式	
	東城町南本町線	東城町一丁目	測量設計 一式	
	東城町三丁目23号線	東城町三丁目	測量設計 一式	
	杉野袋線	杉野袋	用地測量 一式 側溝改良 L=42m W=0.3m	
	幸町幹線	幸町	用地取得 A=21 m ² 道路改良 L=40m W=4.0m	
大和三南高田線	南高田町ほか	橋梁下部工 一式		

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	北本町四丁目飯線 (踏切拡幅)	飯ほか	施工委託 一式 用地測量 一式 道路改良 L=431m W=8.0m 物件補償 一式	70
柿崎区	馬正面川井線	馬正面ほか	合併施工負担金 一式	71
頸城区	両毛村中線	手島	測量設計 一式 用地測量 一式	
清里区	四ツ屋上深沢線	上深澤	転落防止柵 L=300m	
三和区	里五十公野線	田	歩道新設 L=340m W=2.5m	

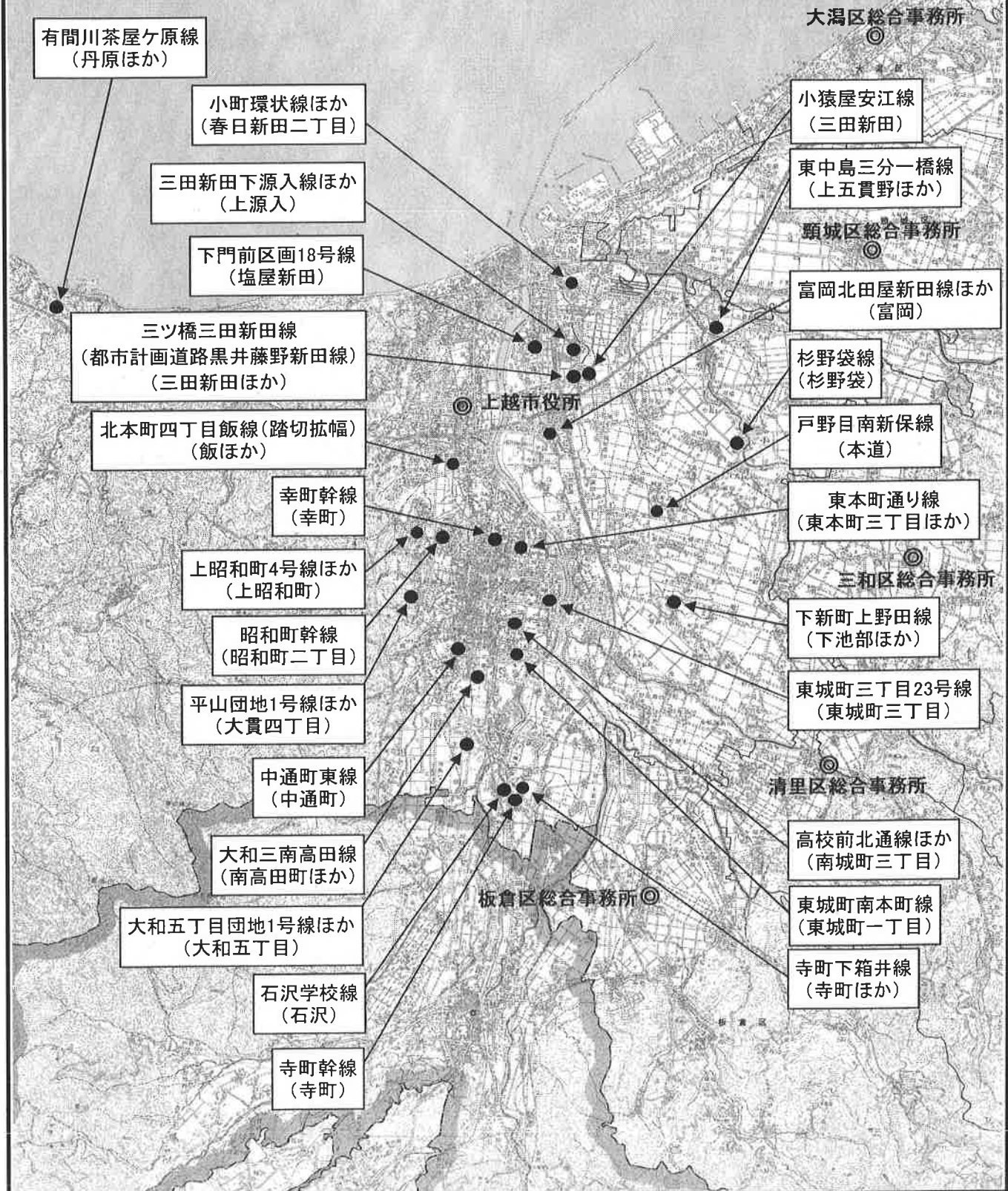
※ 67 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

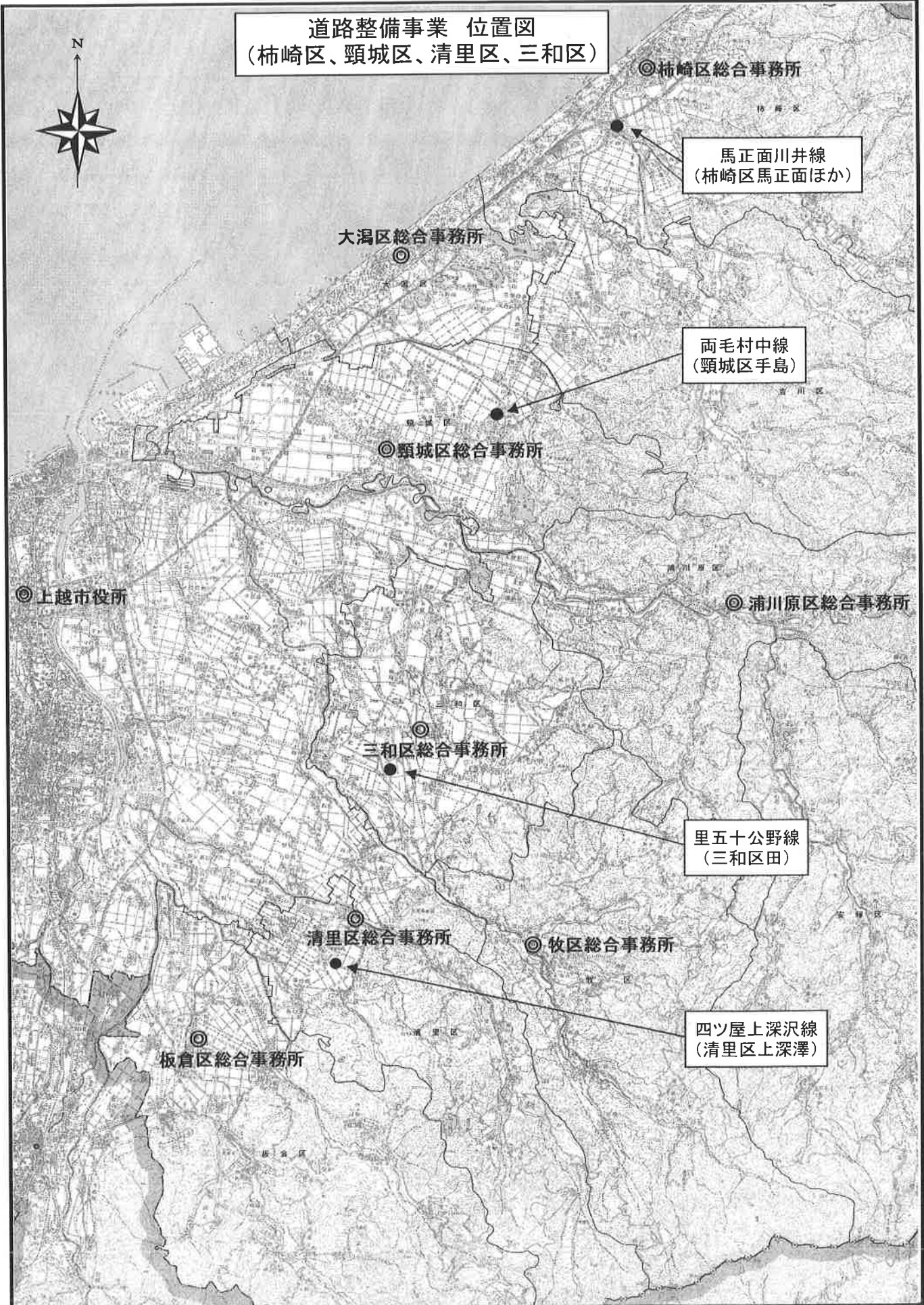
本年度			前年度			比較
令和2年度3月 補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和元年度3月 補正予算額	当初予算額	合計	
205,659	1,403,597	1,609,256	127,596	1,127,398	1,254,994	354,262

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

道路整備事業 位置図
(合併前上越市)



道路整備事業 位置図
 (柿崎区、頸城区、清里区、三和区)



歳出科目 (P272～P273)	8款2項4目	橋梁維持費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
橋梁維持費	414,717	374,171	40,546

主な財源		主な経費	
国庫支出金	225,610	委託料	232,348
市債	155,200	工事請負費	182,369
一般財源	33,907		

橋梁の損傷箇所の修繕を行い、長寿命化を図るもの

【目的】

橋梁の損傷箇所の修繕を行い、長寿命化を図るとともに、一般交通に支障を来さないよう橋梁の維持管理を行う。

【3年度目標】

- ・62橋の定期点検を早期に発注し、12月末までに完了するとともに、跨線橋、跨道橋の10橋は各管理者と点検に係る協定を締結し、3月中旬までに点検を完了する。
- ・早期措置段階の14橋の修繕工事を早期に発注する。

【実施内容】

- ・橋梁修繕工事（安塚区ほか7区14橋）

地区	橋梁名（路線名）	施工地	実施内容	位置図 ページ
安塚区	中川校橋（中川生涯学習センター線）	坊金	修繕工事	74
浦川原区	中央橋（藤塚線）	長走	〃	
大島区	上岡橋（梨ノ木線）	岡ほか	〃	
	スミゾメ橋（細越大新田線）	大平	〃	
	下達橋（深沢ラテン線）	下達	〃	
大湊区	湊町歩道橋（大湊329号線）	湊町	架け替え工事	
吉川区	福平橋（福平線）	東田中ほか	修繕工事	
	村屋橋（村屋中条線）	山直海	〃	
	第1下中条橋（赤沢下中条線）	下中条	〃	
板倉区	大熊川橋（久々野猿供養寺線）	久々野ほか	〃	75
清里区	鈴倉橋（鈴倉線）	鈴倉	〃	
	滝乃脇橋（赤池上牧線）	梨平	〃	
	橋場橋（青柳蔵ノ町線）	青柳	〃	

地区	橋梁名（路線名）	施工地	実施内容	位置図 ページ
名立区	森橋（岩谷線）	森	修繕工事	76

・その他業務（合併前上越市ほか7区72か所）

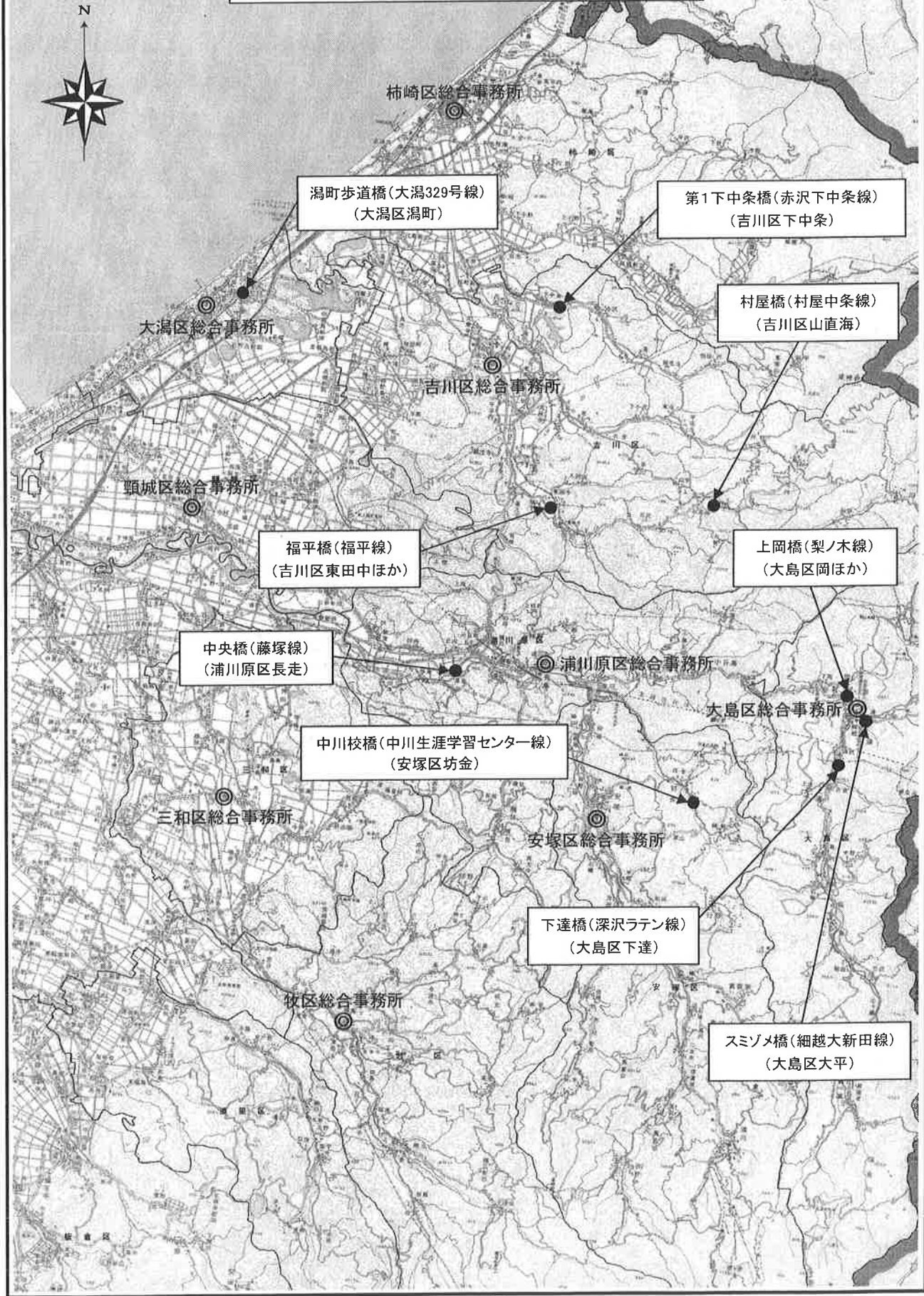
地区	橋梁名（路線名）	施工地	実施内容
市内一円	遊光寺浜橋梁ほか71橋	遊光寺浜ほか	橋梁点検

※ 前頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。
ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和2年度3月 補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和元年度3月 補正予算額	当初予算額	合計	
65,406	414,717	480,123	42,196	374,171	416,367	63,756

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

橋梁維持費 位置図
 (安塚区、浦川原区、大島区、大潟区、吉川区)



橋梁維持費 位置図
(板倉区、清里区)



◎ 上越市役所

◎ 三和区総合事務所

◎ 清里区総合事務所

◎ 牧区総合事務所

◎ 板倉区総合事務所

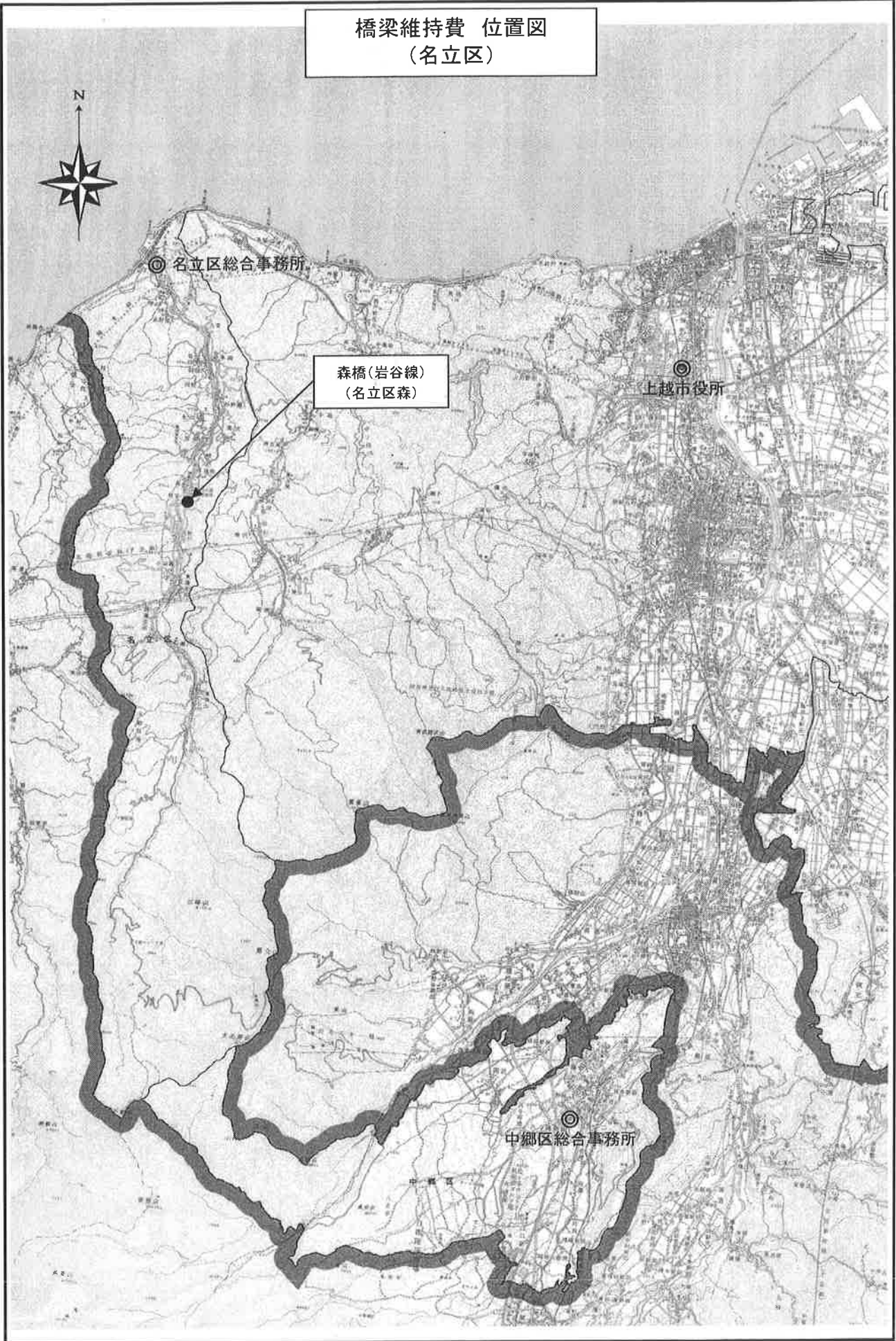
大熊川橋(久々野猿供養寺線)
(板倉区久々野ほか)

鈴倉橋(鈴倉線)
(清里区鈴倉)

橋場橋(青柳蔵ノ町線)
(清里区青柳)

滝乃脇橋(赤池上牧線)
(清里区梨平)

橋梁維持費 位置図
(名立区)



歳出科目 (P272～P273)	8 款 2 項 5 目	橋梁新設改良費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
橋梁整備事業	34,197	220,743	△186,546

主な財源		主な経費	
国庫支出金	18,700	工事請負費	32,406
市債	13,700	補償、補填及び賠償金	
一般財源	1,797		1,791

交通の利便性と安全性を高めるため、狭隘な橋梁、老朽化した橋梁の拡幅架け替えを行うとともに、災害に強いまちづくりを進めるため、幹線市道の橋梁の耐震化を実施するもの

【目的】

狭隘な橋梁、老朽化した橋梁の拡幅架け替えや、災害発生時における地域の分断を防止するなど通行の確保が必要とされる橋梁の耐震化を図り、災害に強く快適に通行できる橋梁を確保する。

【3年度目標】

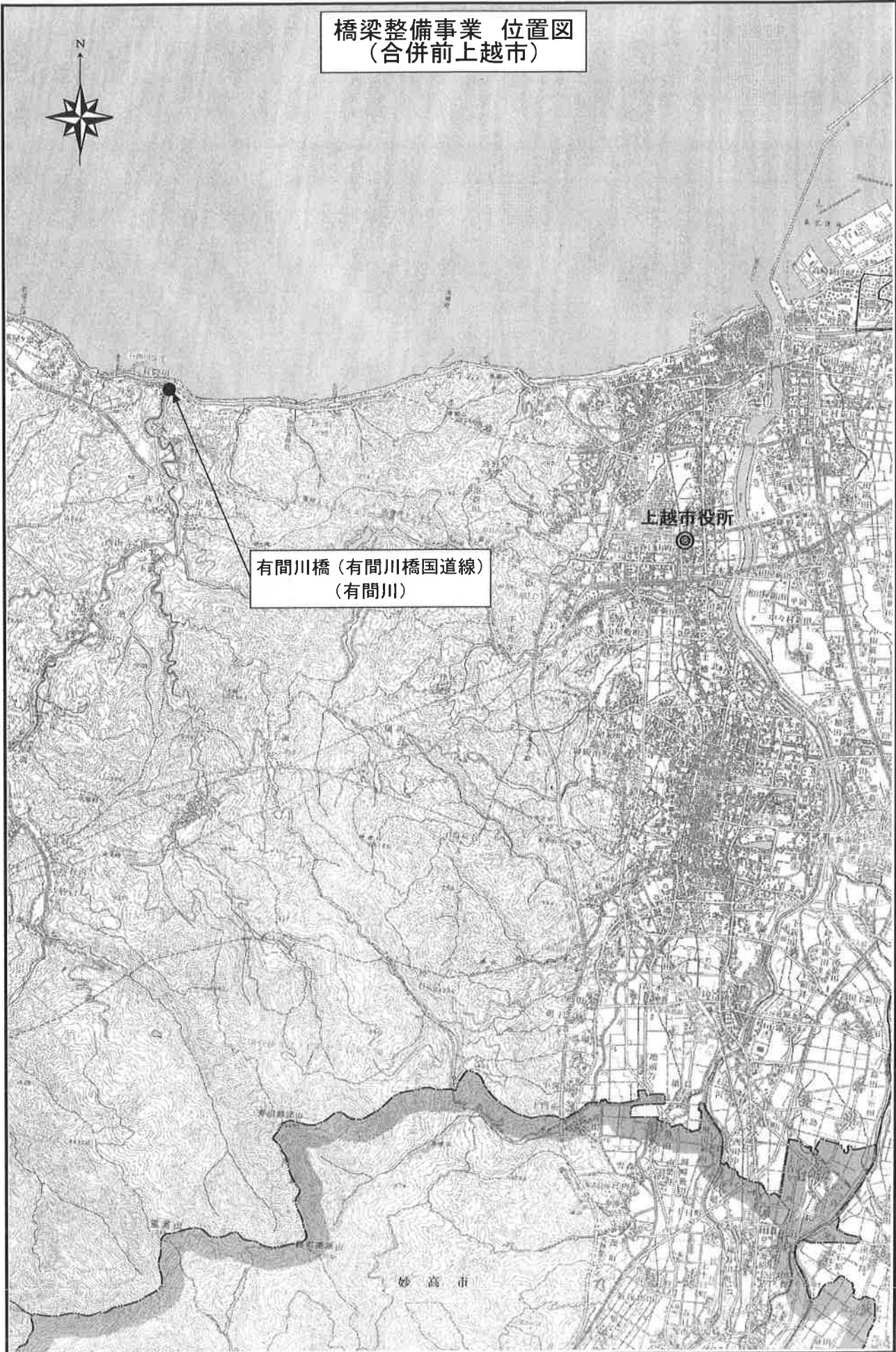
工事については、早期に発注し、河川占用協議により許可を受けた期間内に完了する。

【実施内容】

橋梁整備等（合併前上越市 1 か所）

地区	橋梁名（路線名）	施工地	主な実施内容	位置図ページ
合併前 上越市	有間川橋 （有間川橋国道線）	有間川	仮設ヤード撤去 一式 県道復旧 一式 物件補償 一式	78

橋梁整備事業 位置図
(合併前上越市)



有間川橋 (有間川橋国道線)
(有間川)

上越市役所

妙高市